

平成22年8月30日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

## 厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方自治体からの要望等)

本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年8月20日から平成22年8月26日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告  
(地方自治体からの要望等・本省受付分)(10/08/30)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年8月20日～8月26日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
<b>行政相談室</b> (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	67	0	0	0	67
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	7	0	3	0	10
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	0	74	0	3	0	77

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	0
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	77

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年8月20日～8月26日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	67 件	0 件	0 件	0 件	67 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	67 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係 ・外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定書類等の照会。	①	事実や制度を説明
2			
3			
4			
5			

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	宮崎敦文(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年8月20日～8月26日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	7件	0件	3件	0件	10件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	10件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ユニット型特別養護老人ホームの居室定員について、原則一人とされているが、二人としても良い例外として「居住費を安価に抑えるため」というものが該当しうるかとの御照会をいただきました。		御照会の点について、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、例外として二人とすることができ、その具体例として夫婦で居室を利用する場合などがあるが、居住費を安価にするためという理由は認められない旨回答いたしました。
2	夜間に防犯の目的で、施設出入口の施錠を行った場合に、身体拘束にあたるのかとの御照会をいただきました。		「身体拘束ゼロの手引」において、居室等の隔離に関する身体拘束に該当する場合の例示として、自分の意志で開けることのできない居室等に隔離することを示していますが、夜間に出入口の施錠を行うことは社会通念上、防犯の観点からも一般的であり、隔離するとはいえないため、身体拘束には当たらない旨回答いたしました。
3	サテライト型居住施設について、本体施設と道路の向かいの位置関係の場所に立地する場合、本体施設と別の場所で運営されるものと解釈できるかとの御照会をいただきました。		御照会の点につき、可能である旨回答いたしました。
4	介護老人保健施設の管理者は医師でなければならないのかのご質問をいただきました。		都道府県の承認を受けた場合に、医師以外の者に管理させることができる旨説明いたしました。
5	介護老人保健施設の介護職員には、特定の資格が必要かのご質問をいただきました。		特定の資格は求めていない旨説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。